



虐待の防止について

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課
指定指導担当係

目次

1 障がい者虐待とは

2 虐待の事例

障がい者虐待とは

障がい者に対する虐待の禁止

虐待をしている自覚がなくても

不適切な関わりが虐待にあたる可能性がある。

虐待は、障がい者の尊厳を害する行為であり、

児童の場合は、その後の成長・発達に悪影響を及ぼす可能性がある

⇒「障害者虐待防止法」「児童福祉法」で禁止されている

障がい者虐待とは

障がい者に対する虐待の防止

障がい者に対する虐待の**予防**及び**早期発見**

→研修の実施、苦情体制の整備、委員会の設置

虐待のおそれ、可能性のある事案を把握した場合

→障害者虐待防止法及び児童福祉法により**通報義務**があります。
速やかに札幌市へ通報をしてください。

障がい者虐待とは

障がい者虐待の種類

(1) 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
正当な理由なく身体を拘束すること

(2) 心理的虐待

著しい心理的外傷を与える言動
(著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動など)

(3) 性的虐待

わいせつな行為をする、させること

障がい者虐待とは

障がい者虐待の種類

(4) 放棄・放任（ネグレクト）

養護を著しく怠ること

（障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等）

他の労働者の虐待行為を放置した場合もネグレクトにあたる

(5) 経済的虐待

財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること

虐待防止、身体拘束適正化

- 委員会の開催(それぞれ年1回以上)
- 研修の実施(それぞれ年1回以上)
- 記録の整備が必要

障がい者虐待とは

虐待防止措置未実施減算・身体拘束廃止未実施減算

- (1) 虐待防止委員会を定期的に行催、結果を従業者に周知徹底
- (2) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に行実施
- (3) (虐待の防止)これらを行実施するための担当者を置く
- (4) (身体拘束等の禁止)身体拘束等の適正化のための指針の整備

上記を満たしていない場合、**所定単位数の1%減算**

※身体拘束廃止未実施減算は所定単位数の10%減算の場合もある。

※著しい人格尊重義務違反に該当すると市が判断した場合は、行政処分の対象となり得る

事例紹介①

居住系サービスにおける職員からの身体的虐待

被虐待者・・・知的障がい
通報者・・・事業所職員

① 発端・報告

事業所職員から本市への事故報告により判明
通報者は虐待行為を目撃した職員から報告を受け、事実を認知

- ・職員が利用者の頭をたたいた。

② 札幌市による調査

- ・事業所職員への聞き取り、関係資料の確認

③ 調査結果

- ・興奮している利用者を静止するために、利用者の頭をたたいた。
→**身体的虐待**と認定

④ 虐待の原因

- ・危険予測不十分
- ・利用者特性の理解不足

⑤ 指導内容

- ・人格尊重義務の遵守
- ・虐待防止等に関する措置の実施(再発防止策の検討)

⑥ 改善内容

- ・支援の場の環境調整
- ・研修の追加実施、虐待者への指導強化
- ・組織強化:外部専門職とのコンサルタント契約

事例紹介②

短期入所事業所における職員からの心理的虐待

被虐待者・・・知的障がい
通報者・・・関係機関職員

① 発端・報告

関係機関職員からの本市への通報により判明。
通報者は、不調状態になっていた利用者から聞き取りを行い事実を認知。

- ・職員が利用者に刃物を向けた

② 札幌市による調査

- ・事故報告書の提出指示
- ・事業所職員や関係機関への聞き取り、関係資料の確認

③ 確認事項

- ・注意をする際、職員が手に持っていた包丁を利用者に差し向けた。
→心理的虐待及び身体的虐待と認定

④ 虐待の原因

- ・虐待防止研修の未受講
- ・支援技術の不足
- ・職員の心身の健康状態不良

⑤ 指導内容

- ・人格尊重義務の遵守
- ・虐待防止等に関する措置の実施(再発防止策の検討)
- ・「札幌市障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づく事故報告の実施(重大事故は速やかに報告を行う)

⑥ 改善内容

- ・職員教育:障がい特性の理解、権利擁護研修
- ・管理者が職員との面談を実施し、業務上の助言を行う。
- ・ストレス要因の把握、勤務体制の調整

事例紹介③

日中活動系サービスにおける職員からの性的虐待

被虐待者・・・精神障がい

通報者・・・グループホーム職員

① 発端・報告

グループホーム職員による本市への通報により判明。
通報者は、被虐待者から日常生活の話を書く中で、事実を認知。

- ・職員が利用者と性的関係を持った

② 札幌市による調査

- ・事故報告書の提出指示
- ・事業所職員への聞き取り、関係資料の確認

③ 確認事項

- ・利用者との合意の上、性的関係を持った。

→ 支援者－利用者間で、同意があったという理由付けは成立しない

→ **性的虐待**と認定

④ 虐待の原因

- ・職員の倫理観の欠如
- ・一対一の支援場面の多さ、他職員との連携不足

⑤ 指導内容

- ・人格尊重義務の遵守
- ・虐待防止等に関する措置の実施（再発防止策の検討）
- ・管理者の責務

⑥ 改善内容

- ・支援体制の見直し（同性介助）
- ・虐待防止及び権利擁護についての研修
- ・虐待の防止に関する指針や対応マニュアルの見直し